

12

赤岩(一部を除く。)・石山町(一部を除く。)・梅ヶ枝町・清水町・末広町・手宮・豊川町・錦町・高島4丁目15番 地区

可 燃：燃やすごみ(有料)

不 燃：燃やさないごみ(有料)

かん等：かん、びん、蛍光灯・電球、電池(鉛蓄電池を除く) スプレーかん類(カセット式ガスポンペを含む。)

紙 類：新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、段ボール、紙バック、紙製容器包装

プラ類：ペットボトル、プラスチック製容器包装

小樽市公式 LINEでごみの分別検索



(二次元コード)

令和5年収集カレンダー 2023年

1	月	火	水	木	金
	2	3	4	5	6
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
9	10	11	12	13	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
16	17	18	19	20	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
23	24	25	26	27	
かん等	可燃				
30	31				

2	月	火	水	木	金
			1	2	3
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
6	7	8	9	10	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
13	14	15	16	17	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
20	21	22	23	24	
かん等	可燃				
27	28				

3	月	火	水	木	金
			1	2	3
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
6	7	8	9	10	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
13	14	15	16	17	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
20	21	22	23	24	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
27	28	29	30	31	

※小型充電電池・ボタン電池・コイン電池は必ずテープで絶縁して「かん等」の収集日に出してください。

4	月	火	水	木	金
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
3	4	5	6	7	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
10	11	12	13	14	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
17	18	19	20	21	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
24	25	26	27	28	

5	月	火	水	木	金
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
1	2	3	4	5	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
8	9	10	11	12	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
15	16	17	18	19	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
22	23	24	25	26	
紙類	可燃	不燃			
29	30	31			

6	月	火	水	木	金
				1	2
かん等	可燃		プラ類	可燃	
5	6	7	8	9	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
12	13	14	15	16	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
19	20	21	22	23	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
26	27	28	29	30	

7	月	火	水	木	金
かん等	可燃		プラ類	可燃	
3	4	5	6	7	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
10	11	12	13	14	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
17	18	19	20	21	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
24	25	26	27	28	
かん等					
31					

8	月	火	水	木	金
	1	2	3	4	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
7	8	9	10	11	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
14	15	16	17	18	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
21	22	23	24	25	
かん等	可燃		プラ類		
28	29	30	31		

9	月	火	水	木	金
					1
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
4	5	6	7	8	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
11	12	13	14	15	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
18	19	20	21	22	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
25	26	27	28	29	

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

10	月	火	水	木	金
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
2	3	4	5	6	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
9	10	11	12	13	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
16	17	18	19	20	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
23	24	25	26	27	
紙類	可燃				
30	31				

11	月	火	水	木	金
			1	2	3
かん等	可燃		プラ類	可燃	
6	7	8	9	10	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
13	14	15	16	17	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
20	21	22	23	24	
紙類	可燃	不燃	プラ類		
27	28	29	30		

12	月	火	水	木	金
					1
かん等	可燃		プラ類	可燃	
4	5	6	7	8	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
11	12	13	14	15	
かん等	可燃		プラ類	可燃	
18	19	20	21	22	
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃	
25	26	27	28	29	

※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件すべてを満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1m³(100リットル)以下のもの。
- (計算方法：縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- ごみを入れた、透明・半透明の袋や段ボールに貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業者許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)

収集運搬業者許可業者(50音順)	電 話
南大 森 産 業	22-3389
南小樽 衛生 化学 工業	54-7506
南小 原 興 業	54-8316
南ク リ ー ン サ ー ビ ス	64-5300
南北 海 道 木 村	0133-72-6028
南松 本 産 業	34-1677